










会 長	副会長	副会長	事務局長	次 長	班 長			係
								

協議第17号

### 町村の慣行の取扱い

議題	協定項目19	町村の慣行の取扱い
		<p><b>【調整方針案】</b></p> <p>○町章は、新町において検討するものとする。                      ○町の花、木、鳥、キャッチフレーズは、新町において検討するものとする。                      ○姉妹都市は、新町に引き継ぐものとする。                      ○町民憲章は、新町において検討するものとする。</p>
		<p><b>【確認された調整方針】</b></p> <p>○町章は、新町において検討するものとする。                      ○町の花、木、鳥、キャッチフレーズは、新町において検討するものとする。                      ○姉妹都市は、新町に引き継ぐものとする。                      ○町民憲章は、新町において検討するものとする。</p>

上記のとおり同意されたことに相違ない。




平成15年 4月 25日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

会 長 塩 田 始

行政制度等の検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目	協定項目19 町村の慣行の取扱い		
	現況		
	伊野町	吾北村	本川村
町村章	<p>紋章（昭和31年6月14日）</p>  <p>この町章は「いの」を図案化したもので昭和29年に合併を期した記念に定めたものです。</p> <p>・選考・・・公募</p>	<p>村章（昭和41年4月1日）</p>  <p>「吾北」の「吾」を図案化し、タテのけん先は「向上」「発展」を表し、円は「平和」「協力」横の広がり「豊かさ」山のようなとんがりは「山村」を表す。</p> <p>・選考・・・公募</p>	<p>村章（昭和55年7月1日）</p>  <p>全体としては、本川村の「本を図案化したものである。」中央の三角は本川村の発展を表し左右の円は協調と平和を意味したもので村民の団結と協力を村民の暖かい手として表現したものである。</p> <p>・選考・・・公募</p>
先進事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひたちなか市 「新たに市章を定める。」</li> <li>・あきる野市 「市章は、新市において新たに定める。」</li> <li>・篠山市 「市章は、新市において新たに定めるものとする。」</li> <li>・西東京市 「市章は、新市において調整する。」</li> <li>・さいたま市 「市章は、新市において検討するものとする。」</li> <li>・さぬき市 「市章は、新市において新たに定める。」</li> </ul>		
調整方針(案)	町章は、新町において検討するものとする。		
協議の結果	町章は、新町において検討するものとする。		

協定項目 19 町村の慣行の取扱い						
項 目	現 況					
	伊 野 町		吾 北 村		本 川 村	
具 体 的 項 目	町の花	オンツツジ	村の花	アセビ	村の花	シャクナゲ
	町の木	ミツマタ	村の木	吾北杉	村の木	コウヤマキ
	町の鳥	オオルリ	村の鳥	ヤマガラ	村の鳥	こまどり
	姉妹都市	コチア市(ブラジル)	姉妹都市	なし	姉妹都市	なし
	キャッチフレ - ズ 「水・人・紙のまち」伊野町		キャッチフレ - ズ 「自然と人が輝く健康・文化の里」 「ほどよい活力」		キャッチフレ - ズ 「緑あふれる源流の里」	
先 進 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひたちなか市 「合併後検討委員会を設け、新たに市の花、木、鳥の選定を行う。」</li> <li>・あきる野市 「市の花、木、鳥は、新市において新たに定める。」</li> <li>・篠山市 「市の木、花は、新市において新たに定めるものとする。」</li> <li>・西東京市 「市の木、花、鳥は、新市において調整する。」</li> <li>・さいたま市 「市の木、市の花は、新市において検討するものとする。」</li> <li>・さぬき市 「市木、市花は、新市において新たに定める。」</li> </ul>					
調 整 方 針 (案)	町の花、木、鳥、キャッチフレ - ズは、新町において検討するものとする。 姉妹都市は、新町に引き継ぐものとする。					
協 議 の 結 果	町の花、木、鳥、キャッチフレ - ズは、新町において検討するものとする。 姉妹都市は、新町に引き継ぐものとする。					

項目	協定項目 19 町村の慣行の取扱い		
	現 況		
	伊 野 町	吾 北 村	本 川 村
憲章・将来像	<p>将来像 仁淀川の清流とともに土佐和紙の発祥の地として発展した。現在も伝統を活かした町づくりを基本に生活環境の整備等、「恵まれた美しい自然を愛し、先人たちが築いた伝統を守り、生き生きとして住みよく希望に満ちたまち“いの”を目指す。</p>	<p>将来像 「自然と人が輝く健康・文化の里」 ・安全で快適な生活環境を整える ・豊かな産業を興す ・健康で共に生きる村をつくる ・活力ある人材を育てる ・明るく楽しい村をみんなで築く</p>	<p>村民憲章 吉野川の源流を誇りとし、清い流れ、豊かな自然を守ります。 健康で、生きる喜びを分かち合える、福祉の村をつくります。 すべての人々とてをつなぎ、ぬくもりとやさしさのある村を守り育てます。 先人の遺業を尊び、文化を高め、広い視野をもって、発展性のある村を作ります。 水と緑と伝統ある我がふるさとを、子供たちの輝かしい未来のために引き継ぎます。</p>
先進事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひたちなか市 「合併後検討委員会を設け、新たに市民憲章を定める。」</li> <li>・あきる野市 「項目なし」</li> <li>・篠山市 「市民憲章は、新市において新たに定めるものとする。」</li> <li>・西東京市 「市民憲章は、新市において調整する。」</li> <li>・さいたま市 「市民憲章は、新市において検討する。」</li> <li>・さぬき市 「市民憲章は、新市において新たに定める。」</li> </ul>		
調整方針(案)	町民憲章は、新町において検討するものとする。		
協議の結果	町民憲章は、新町において検討するものとする。		